

## <遺産分割調停を申し立てる方へ>

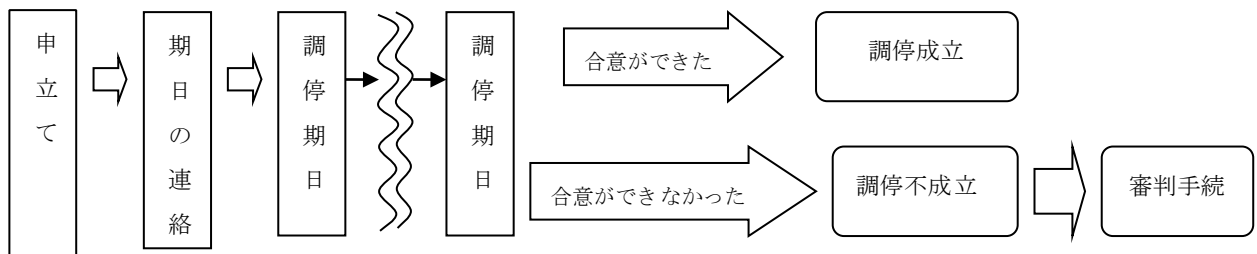
### 1 概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。それぞれ別々の待合室でお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聞きながら話し合いを進めていきます。

また、調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行うこともありますので、同席に支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事実を記載してください。



話し合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、審判手続において、新たに審問・証拠調べ等を行い、その結果に基づいて、遺産と確定された財産について、その評価額を決め、財産の種類及び性質その他の事情を考慮して、分割の審判をすることになります。

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙：被相続人1人につき、1200円分
- 連絡用郵便切手：(110円×20枚、50円×20枚、10円×20枚)  
+ α ((270円+110円)×相手方の数)

### 3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

#### (1) 申立て時の提出書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

- 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分  
→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用の控えを作成してください。
- 回答書1通
- 送達場所等（変更）届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本
  - ア 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合  
被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本
  - イ 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

アで必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

ウ 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

ア、イのいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、本来の相続人(被代襲者)の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本が必要となります。

- 被相続人の戸籍附票（又は住民票除票）
- 相続人全員の戸籍謄本、戸籍附票（又は住民票）
- (遺産に不動産があるとき) 不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書
- (作成されているとき) 遺言書の写し、遺産分割協議書の写し

※ 戸籍謄本等の証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

**※マイナンバーが記載されていないことを必ず確認してください。マイナンバーが記載されている場合は記載のないものを改めて取り寄せて提出するか、数字部分を隠して写しを作成し、写しを提出してください。**

## (2) 調停進行中の提出書類等

次の書類を第1回調停期日までに可能な限り提出してください。

- 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)  
→ 相続税申告書、預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書など、遺産の内容や評価額が分かるもの。  
※ 事案に応じて、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

## (3) 提出方法

遺産分割調停は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として裁判所提出分1通と相手方の人数分の通数のコピー（例えば、相手方5名の場合、裁判所分も入れて合計6通が必要）を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えと資料の原物（オリジナル）があればそれも持参するようお願いいたします。

書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

## (4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても、閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出された場合には、その家庭裁判所でも対応することができます。